コンプライアンス

Honda 行動規範

お客様や社会からの信頼を得て持続的に成長していくためには、法令を遵守することはもちろん、誠実で倫理的な行動を実践していく必要があります。

こうした認識のもと、Honda は、2003 年に Honda グループの行動指針として「わたしたちの行動指針」を制定し、国内外の子会社を含むグループ全体で共有してきました。

その後、グローバルに事業活動を展開する Honda にとってコンプライアンスの重要性がますます高まっていることを踏まえ、2016 年 4 月 1 日付で、「わたしたちの行動指針」を、世界中の Honda で働く人々が実践するべき誠実な行動としてあらためてまとめるとともに、名称を「Honda 行動規範」※に改定しました。

なお、「Honda 行動規範」を従業員一人ひとりに浸透させていくことを目的に、リーフレットの配布やイントラネット上での掲示を行うとともに、研修を実施するなどの周知活動を行っています。これら周知活動の状況については、定期的に当社の各部門および子会社において確認のうえコンプライアンス委員会に報告されます。

※http://www.honda.co.jp/codeofconduct/

コンプライアンス委員会

Honda は、グループのコンプライアンス強化を目的に、取締役会が委嘱したコンプライアンスオフィサーを委員長とし、コンプライアンスオフィサーおよび経営会議により指名された役員で構成する「コンプライアンス委員会」を設置しています。

同委員会は、コンプライアンス方針の策定やコンプライアンス上の重要案件の対応方針の決定、該当部門への改善指示および「企業倫理改善提案窓口」の適切な運営の監督などを行っています。また、とくに重要度の高いコンプライアンスに関する案件が発生した場合については、対策を決定し、経営会議に提案し、監査役へ報告することとしています。

2016 年度は 3 回開催され、内部統制システムの整備・運用状況、「Honda 行動規範」の周知活動の状況などが報告されました。なお、2016 年度において、重大な法令違反の発生はありませんでした。

Honda 行動規範

コンプライアンス

企業倫理改善提案窓口

Honda は、2003 年より、職場で法令違反や社内規則などに反する行為が生じた場合、何らかの理由で上司に相談がしづらいなど職場内での改善や解決が難しいものについて、公平かつ中立な立場で提案（相談などを含む）を受け付け、企業倫理問題の改善を図る仕組みとして、「企業倫理改善提案窓口」を設けています。

本窓口では、明確な法令違反や社内規則違反があった場合のほか、疑わしい行為があった場合の相談および社内規則の内容に関しての問い合わせなども受け付けており、事実関係の確認を行っています。提案は、e メール、手紙、電話、FAX が活用でき、当社だけでなく国内外のすべての子会社から受け付けています。提案者については、不利益な取り扱いがないよう保護を図るとともに、匿名での提案も受け付けています。

加えて、2013 年 10 月には外部の弁護士事務所による窓口も追加設置し、より提案しやすい環境を整えています。また、海外各地域には地域の提案窓口を設置しているほか、独自の提案窓口を設置している子会社もあります。

2016 年度、「企業倫理改善提案窓口」（社外窓口を含む）への提案・相談は 487 件（当社に関するもの 191 件、子会社に関するもの 272 件）でした。そのうち、調査の結果、懲戒処分となった件数は、子会社に関する案件で 2 件あり、そのうち 1 件は懲戒解雇処分とされました。なお、当社グループの贈賄防止方針に違反しているという内容の提案はありませんでした。

また窓口の社内認知度向上に向け、イントラネットへの案内掲載、名刺サイズの周知用カードの配布（全役職員を対象とし期間従業員・派遣労働者などを含む）、各職場での周知用ポスターの掲示などを行っています。これらのツールには通報者の保護を明記しています。このほか、全従業員を対象に 3 年に 1 回行う「従業員意識調査」で窓口の認知状況を定点観測し、認知率が低い部門にはさらなる周知強化を図っています。

贈賄防止の取り組み

Honda は、従来から、「わたしたちの行動指針」において、政治家や公務員への贈賄を禁止してきました。2016 年に改定した「Honda 行動規範」においても、法令遵守を定めるとともに、「自立した私企業として、政治（政治団体・政治家）や行政（官公庁・その職員）と健全な関係を保ち」「法令や社内規則に従い、政治や行政と健全に接するとともに、政治家や公務員に対して法令や社内規則で禁止されている金銭・物品や接待などの利益の提供を行いません」と定めています。

また、2014年には、基本方針を定めた「Honda 贈賄防止方針」と、贈賄防止に特化して遵守・禁止事項を定めた「Honda 贈賄防止ガイドライン」を策定しています。

Honda は、これらの方針やガイドラインなどをはじめ、贈賄防止に関する知識を階層別の研修プログラムに取り入れて啓発するとともに、贈賄リスクの高い部門の管理職に対しては、e ラーニングを利用した研修も行っています。なお、子会社においても、各社の状況に応じた研修プログラムを整備し、啓発に取り組んでいます。

反競争的行為防止への取り組み

グローバルに事業展開する Honda は、日々の事業活動のなかで各国の競争法に違反しないよう細心の注意を払っています。

「Honda 行動規範」においても、「競争法の遵守」として、「お客様と社会から信頼される企業であり続けるため、競合他社と自由で公正な競争を行う」こと、「競争法（独占禁止法）を遵守」することを定めています。

また Honda は、コンプライアンス強化の一環として、昇進時の階層別研修や駐在員の赴任前研修に反競争的行為をテーマとしたプログラムを取り入れています。また、従業員向けのイントラネット上に反競争的行為に関する啓発コンテンツを掲載しています。

紛争鉱物規制への対応

米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）、およびそれを受けた米国証券取引委員会（SEC）の紛争鉱物開示規制に関する最終規則において、「コンゴ民主共和国および周辺国産の紛争鉱物の購入・使用が武装勢力の資金源となり、紛争地域での人権侵害に関わっていない」ことを確認することが企業に対して義務付けられました。

Honda は、紛争地域での武装勢力の資金源や人権侵害などの不正に関わる紛争鉱物を使用しないコンフリクトフリーをめざすことを方針とし、国内外の業界団体やお取引先と連携しながら紛争鉱物問題の解決に向けて取り組んでいきます。

米国子会社のホンダノースアメリカ・インコーポレーテッドは、Automotive Industry Action Group（AIAG）の一員として、Conflict-Free Sourcing Initiative（CFSI）が推進する製錬所監査活動に参加しています。2016 年度はベトナムの製錬所を訪問し、CFSI の定める基準を遵守するよう働きかけました。今後も業界団体との連携を通じて、グローバルに活動していきます。

また、お取引先との間では、紛争鉱物への対応を含む CSR 活動に関する要請事項を記載したサプライヤー CSR ガイドラインを共有し、当ガイドラインに沿った調達を推進しています。

2013 年から、全世界のお取引先を対象に紛争鉱物の使用状況調査を実施しています。今年度は、6,000 社を超えるお取引先から回答をいただき、その調査結果を SEC に報告するとともに、Web サイトで公開しています※。

調査を通じて原産国に関係なく懸念のある鉱物であることが判明した場合は、お取引先と連携し適切な措置を講じていきます。また、回答内容に不備がある場合は、再調査を依頼するなど、調査の精度向上に努めています。

※http://www.honda.co.jp/investors/library.html